

目次

序	1
1 目的.....	1
2 位置づけと役割.....	1
3 計画の構成.....	3
第1章 これからの都市づくりに向けて	5
1 時代の変化と見通し.....	5
2 これからの都市づくりの課題.....	10
3 神奈川の都市構造のとらえ方.....	20
第2章 都市づくりの基本方向	23
1 県土・都市像.....	23
2 県土・都市づくりの方向性.....	24
第3章 都市圏域別都市づくりの基本方向	37
1 川崎・横浜都市圏域.....	38
2 三浦半島都市圏域.....	43
3 県央都市圏域.....	47
4 湘南都市圏域.....	51
5 県西都市圏域.....	55
第4章 広域的な視点にたった取組み	59
1 京浜臨海部再編整備.....	60
2 公園文化交流半島整備.....	62
3 相模連携軸総合整備.....	64
4 県西地域総合整備.....	66
5 相模湾沿岸地域総合整備.....	68
第5章 部門別都市づくりの方針	71
1 土地利用の方針.....	74
2 社会資本整備の方針.....	83
3 市街地整備の方針.....	95
第6章 都市づくりの推進	99
1 県と市町村の連携による都市づくりの推進.....	99
2 公民連携による都市づくりの推進.....	100
3 計画のモニタリング.....	102

序

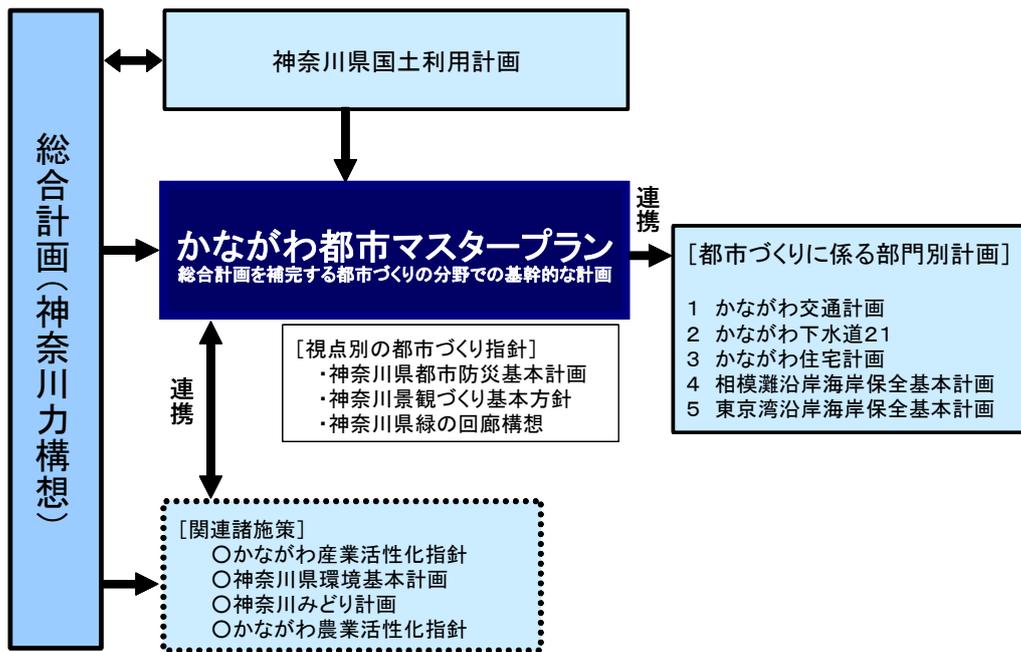
1 目的

かながわ都市マスタープランは、2025年(概ね20年後)を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 位置づけと役割

(1) 総合計画における位置づけと都市づくりの諸計画との関連

ア 本プランは、「総合計画(神奈川力構想)」を補完する都市づくりの分野での基幹的な計画であるとともに、「神奈川県国土利用計画」に定める県土利用の基本方針の実現化に向けた都市づくりの指針となるものです。また、「かながわ産業活性化指針」等の関連諸施策と連携して、総合的かつ計画的に都市づくりを進めます。



イ 本プランは、広域的な都市づくりの実現化に向けて、5つの部門別計画である「かながわ交通計画」、「かながわ下水道21」、「かながわ住宅計画」、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」と連携して、社会資本整備の総合的かつ効率的な整備を図ります。

ウ 本プランは、具体の都市づくりや大規模な地震等による被災後の都市復興にあたり、次の役割を担っています。

都県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、

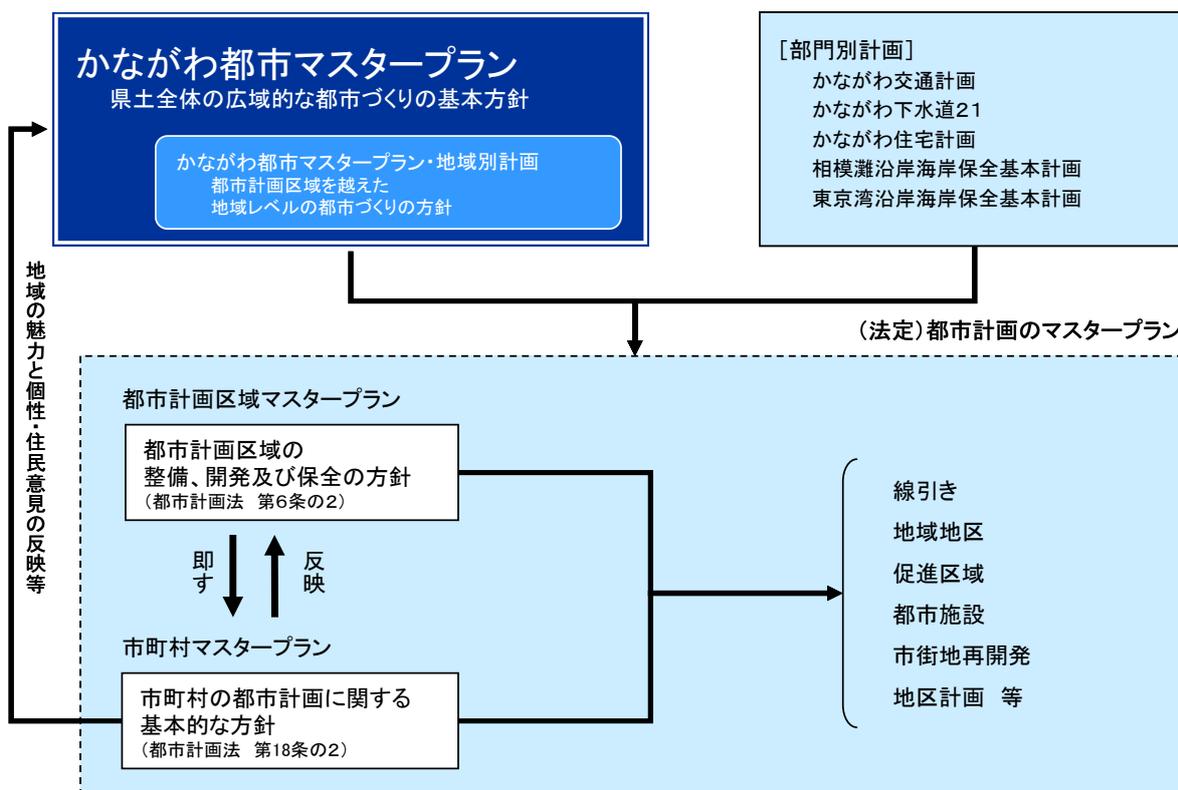
- 広域的な課題に対する、都市づくりの基本的な方向性の提示
- 広域的な事業に関する調整機能

(2) 都市計画における位置づけと役割

本プランは、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示しています。

この広域的な都市づくりのビジョンをもとに、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン¹)」と、市町村が住民の意見を反映して策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン²)」とが役割分担のもとに連携することによって、都市づくりの主要な施策である都市計画を推進していきます。

また、「市町村マスタープラン」と連携することによって、地域住民の意見を反映した地域の個性や魅力を引き出す都市づくりを展開していきます。



¹ 都市計画区域マスタープラン …都市計画法第6条の2に基づいて、県が定める都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針のこと。本県では31の都市計画区域が指定されている。

² 市町村マスタープラン …都市計画法第18条の2に基づいて、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針のこと。本県では、都市計画区域が指定されている全市町で市町村マスタープランが策定されている。

3 計画の構成

本プランは、以下の6章で構成されています。

